

令和4年4月19日

保護者の皆様

鳥取県立米子工業高等学校長

荒天時の臨時休業の基準見直しについて

陽春の候 保護者の皆様におかれましては御健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃から本校の教育活動について、御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、荒天時（気象警報発令時等）の対応として、昨年5月に定めた臨時休業の基準を見直し、下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

1 対象となる気象警報等

(1) 防災気象情報に関する基準

学校所在地（米子市啓成地区）を含む地区に対して、以下の警報等のいずれかが発令されている場合

(ア) 大雨特別警報等の特別警報または氾濫発生情報

(イ) 土砂災害警戒情報

(ウ) 大雨警報、大雪警報、暴風雪警報、洪水警報 ※暴風警報を削除

(2) 避難情報等に関する基準

学校所在地（米子市啓成地区）を含む地区に対して、避難情報等（※1）の警戒レベル（※2）3～5のいずれかが発令されている場合

※1 平成30年度7月豪雨を受け、令和元年度出水期（6月頃）から開始された、災害のおそれの高まりに応じて取るべき行動を直感的に理解できるような防災情報

※2 警戒レベル3～5：市町村が発令する行動を促す情報のうち、「避難準備・高齢者等避難開始[高齢者等避難開始]」（レベル3）、「避難指示（緊急）避難勧告[避難指示]」（レベル4）、「災害発生情報[緊急安全確保]」（レベル5）。なお、レベル1及び2は気象庁が発表（洪水注意報、大雨注意報、早期注意情報等）（〔 〕内は、変更後（令和3年7月頃変更予定）の警戒レベルの名称）

2 生徒に対する基本措置

(1) 午前6時現在、上記1の(1)または(2)の基準を満たす場合は「自宅待機」。

(2) 午前6時から午前9時の間に上記1の(1)または(2)の基準を満たす警報等が発令された場合は、次のように行動する。

① 自宅にいる場合は「自宅待機」。

② 登校中である場合は、各自で安全性を考慮して「帰宅」、あるいは「登校」。

③ 警報等を知らずに登校した場合は「教員の指示に従って行動」。

(3) 午前9時までに上記1の(1)または(2)の基準を満たす警報等が解除になった場合は「登校して授業」。なお、午後0時20分に教室でSHRを実施し、午後0時40分から授業を行う。

(4) 午前9時までに上記1の(1)または(2)の基準を満たす警報等が解除されていない場合は「臨時休業」とする。

3 公共交通機関や天候等を考慮した特別措置

- (1) 上記2の「自宅待機」の場合でも、公共交通機関の乱れがなく、天候の回復も見込める場合は、「登校して授業」の判断もあり得る。
- (2) 気象条件、JRの運行状況・運行計画、登下校時の安全確保の観点により「臨時休業」、「授業を中止し下校」の判断もあり得る。

※マチコミメールや Google Classroom、学校ホームページで対応について確認をすること。

- ### 4 上記1の(1)または(2)の基準を満たす警報等が発令されていないが、自宅または通学途中の地域に上記1の(1)または(2)の基準(「学校所在地」を「自宅または通学途中の地域」と読み替える)を満たす警報等が発令されている場合、その地域に居住する生徒は上記2を適用する。但し、(4)は「臨時休業」を「公欠扱い」と読み替える。

5 連絡方法について

○Google Classroom

○まち comi メール (登録者のみ)

○まち comi 米工ページ (<http://sc.machicomi.jp/yonak314/>)

○米工ホームページ (<https://www.torikyo.ed.jp/yonagoko-h/>)

○電話対応 (0859-22-9211) 電話は午前8時以降にお願いします。